

# 網走家畜衛生情報

令和元年度（2019年度） 第3号（5月） 北海道網走家畜保健衛生所



豚コレラの国内発生について・・・・・・・・・・	1	生乳への抗菌性物質等の残留事故防止・・・・・・・・	6
アフリカ豚コレラの侵入防止策の強化・・・・・・・・	2	BSE検査室からのお願い・・・・・・・・・・	6
口蹄疫の発生状況について・・・・・・・・・・	2	薬剤耐性対策アクションプランについて・・・・・・・・	7
高病原性鳥インフルエンザについて・・・・・・・・	3	牛のサルモネラ症の発生に注意！！・・・・・・・・	8
今年も冬期車両消毒ポイントの演習を実施・・	4	市場上場牛のヨーネ病検査について・・・・・・・・	9
飼養衛生管理基準の遵守及び		平成30年次監視伝染病発生状況・・・・・・・・	10
定期報告の提出を・・・・・・・・・・	4	着任の挨拶・・・・・・・・・・	11
令和元年度予防事業の実施計画について・・	5	所内体制について・・・・・・・・・・	12
放牧のシーズンが到来しました・・・・・・・・	5		

## 豚コレラの国内発生について

2018年9月、日本で26年ぶりに豚コレラが発生しました。これまでに、岐阜県、愛知県、長野県、滋賀県、大阪府で23例の発生が確認されています（5月20日現在）。

早期摘発を目的として豚コレラ及びアフリカ豚コレラの特定症状が定められましたので、引き続き、飼養衛生管理の徹底や監視の強化をお願いします。

**豚コレラ及びアフリカ豚コレラの特定症状は以下のいずれかの症状です。**

- ・ 耳翼、下腹部、四肢等に紫斑がある。
- ・ 同一の畜房内において以下の症状を示す豚の増加
  - (1) 摂氏40度以上の発熱、元気消失、食欲減退
  - (2) 下痢・便秘
  - (3) 結膜炎
  - (4) 歩行困難、後躯麻痺、けいれん
  - (5) 削瘦、被毛粗剛、発育不良
  - (6) 流死産等の異常産の発生
  - (7) 血液の凝固不全に起因した皮下出血、皮膚紅斑、天然孔からの出血、血便
- ・ 繁殖豚及び肥育豚の突然死の増加
- ・ 同一の畜房内において複数豚で白血球数の減少（1万個未満/ $\mu$ l）又は好中球の核の左方移動



# アフリカ豚コレラの侵入防止策の強化について

日本の近隣諸国ではアフリカ豚コレラの発生が継続しており、侵入リスクの高い状況が続いております。中国、ベトナムからの旅客携帯品の豚肉製品からアフリカ豚コレラウイルス遺伝子陽性事例が34例確認されており（5月16日現在）、そのうち2例では生きたアフリカ豚コレラウイルスが見つかりました。

海外からの家畜伝染病の侵入リスクが高まっている状況を踏まえ、2019年4月22日から海外からの肉製品の違法な持込みに対する対応が厳格化されました。研修生等を受け入れている農場では、輸送物に外国製の肉製品を農場に持込ませない等の指導をお願いします。

## アジアにおけるアフリカ豚コレラの発生状況



**動物検疫所からの重要なお知らせ**

2019年4月22日から  
**海外からの肉製品の違法な持込みに対する対応を厳格化します。**

⚠️ 任意放棄の有無にかかわらず、違法な持込みには厳正に対処します。

- 手荷物の中に、輸入申告のない肉製品などの畜産物が確認された場合、罰則の対象となります。
- 輸入検査の手続でパスポートや搭乗券の情報を記録するため、検査に時間を要することがあります。

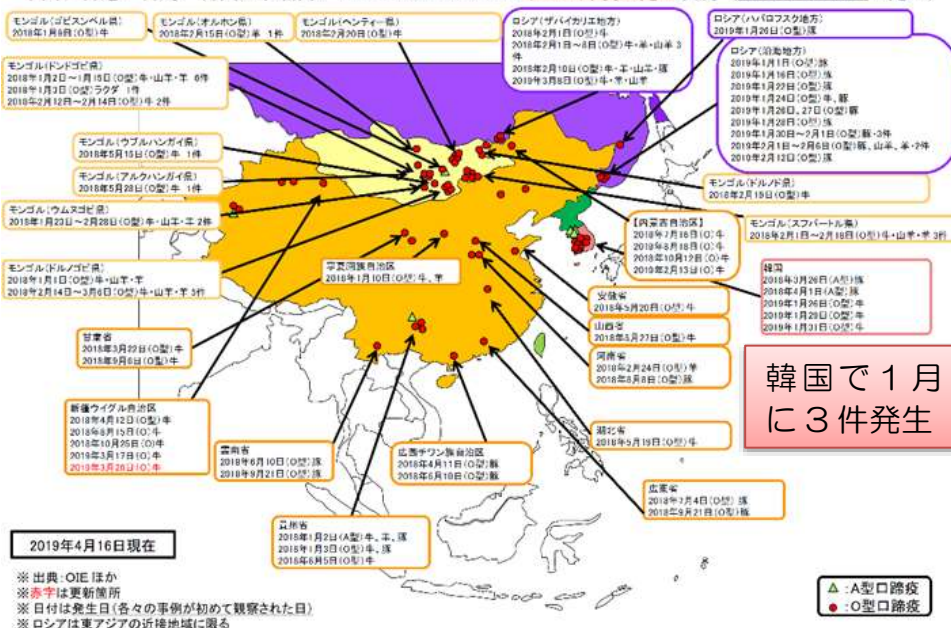
家畜伝染病予防法により、  
輸入検査を受けずに畜産物を持ち込んだ場合には、**3年以下の懲役又は100万円以下の罰金**が科せられます。

農林水産省動物検疫所 [肉製品の持ち込みについて詳細はこちら](#)

農林水産省 HP より

# 口蹄疫の発生状況について

## 中国、香港、台湾、韓国、北朝鮮、モンゴル、ロシアにおける口蹄疫の発生状況（2018年1月以降の発生）



今年1月、韓国では2018年4月以来、約8カ月ぶりとなる口蹄疫の発生が確認されました。また、中国、ロシア等の近隣諸国では本病の継続発生がみられており、道内への本病の侵入リスクが依然として高い状況です。

**飼養衛生管理基準の遵守**による侵入防止対策を徹底するとともに、以下の事項について特に注意してください。

関係者皆様のご農場へのご指導をよろしく申し上げます。

- ☆ 口蹄疫・アフリカ豚コレラ発生国へのできる限りの渡航の自粛
- ☆ 渡航した際は、畜産関連施設に立入らない
- ☆ 本病の発生国から肉製品を持ち込ませない
- ☆ 海外で使用した衣類、靴、靴等を農場にそのまま持ち込まない
- ☆ 1週間以内に海外渡航歴のある人を、必要な場合を除き、農場に立入らせない
- ☆ 農場や畜舎等に立入る人、車両及び持ち込む物の洗浄・消毒
- ☆ 家畜の異常の早期発見・早期通報



## 高病原性鳥インフルエンザについて

国内では、野鳥を含めて今シーズン、高病原性及び低病原性鳥インフルエンザの発生はありませんが、野鳥や環境から低病原性鳥インフルエンザウイルスの検出が7件確認されています。

しかし、中国や台湾等近隣諸国では継続的に発生が報告されています。特に中国では、2019年2月以降家きんでの高病原性鳥インフルエンザの発生が報告されています。引き続き農場・鶏舎へのウイルスの侵入防止に万全を期し、死亡羽数の増加等、異状があればすぐ獣医師や家畜保健衛生所へ連絡願います。

### <侵入防止対策>

- 人の立入制限、家きん舎専用の長靴や作業着の使用
- 入場車両の消毒、鶏舎に踏み込み消毒槽の設置
- 野鳥、野生動物が侵入しうる家きん舎の壁・金網等の破損・隙間の補修
- 野鳥、野生動物忌避のため、家きん舎周囲の石灰散布、灌木の伐採、除草

(参考) 過去10シーズンの国内の高病原性鳥インフルエンザ発生状況

冬期年	08/09	09/10	10/11	11/12	12/13	13/14	14/15	15/16	16/17	17/18
発生件数			24			1	5		12	1
亜型			H5N1			H5N8	H5N8		H5N6	H5N6



排水溝等からの侵入防止対策  
(鉄格子の設置)



集卵・除糞ベルトの開口部の  
隙間対策



集卵ラインの隙間からネコが  
侵入することもあります！

# 今年も冬期車両消毒ポイントの演習を行いました

オホーツク家畜自衛防疫推進協議会と共催で、平成 29 年度から管内を 6 地区に分け 3 年で一巡する計画で、冬期の車両消毒ポイントの現地演習を行っています。不凍液やタンクヒーター等の使用により氷点下でも車両消毒作業ができることを実証し、従事者の防寒対策の充実により作業の徹底を計るのが目的です。



今年度は、置戸町、津別町での実施を計画しておりますので、ご参加よろしくお祈いします。

年度	開催日	場所	対象市町村
H29	H30.2.16	遠軽町かぜる安国	遠軽町、佐呂間町、湧別町
H29	H30.2.28	西興部村生活改善センター	西興部村、紋別市、滝上町
H30	H31.2.26	雄武町民センター	雄武町、興部町、
H30	H31.2.12	清里町生涯学習総合センター	清里町、網走市、斜里町、小清水町
R元		置戸町	置戸町、北見市、訓子府町
R元		津別町	津別町、大空町、美幌町

## 飼養衛生管理基準の遵守及び定期報告の提出を！

家畜伝染病予防法に基づき、家畜の所有者はその飼養に係る、最低限守るべき衛生管理の基準（飼養衛生管理基準）の遵守及び定期の報告が義務づけられています。

### 1 対象となる家畜（飼養目的を問いません）

牛、水牛、鹿、めん羊、山羊、豚、いのしし、馬、あひる、うずら、きじ、だちょう（エミュー）、ほろほろ鳥、七面鳥

### 2 飼養衛生管理基準（概要）

- 立ち入る必要の無い人、当日に他の畜産関係施設へ立ち入った人、1週間以内に入国・帰した人を立ち入らせない（立入禁止看板を設置するなど）。
- 立ち入る車両・人を入退場時に消毒する（農場入口、畜舎に消毒設備を設置するなど）。
- 海外で使用した物品（衣類、靴等）を持ち込まない。
- 入場者、家畜の移動、家畜の異状に関する記録を作成し1年間以上保存する。
- 口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ、豚コレラを疑うような症状を示す家畜を発見した場合、直ちに家畜保健衛生所へ通報する。
- 口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ、豚コレラ等の発生に備えた埋却用の土地を確保する（馬を除く）。



### 3 定期の報告

家畜の所有者は、毎年、2月1日現在の家畜の飼養状況や衛生管理状況等について、北海道知事へ報告が必要です。未報告の場合、10万円以下の過料に処せられる場合があります。

多国語（日本語、英語、中国語、韓国語、タイ語、ベトナム語）で書かれた飼養衛生管理基準のポスターがありますので、配布の希望があれば当所までご連絡ください。

# 令和元年度 予防事業の実施計画について

今年度の事業計画は下表のとおりです。

検査実施にあたっては、関係機関の皆さまの御協力をよろしく申し上げます。

市町村名（地区）	事業名	実施予定時期
西興部村	乳用牛・肉用牛のヨーネ病検査 ・飼養衛生管理基準の遵守状況確認のための立入検査を併せて実施。 ・※牛のブルセラ病及び結核病の全国的清浄性確認サーベイランス：乳用牛飼養農場15戸、肉用牛飼養農場4戸を対象にヨーネ病検査と併せて実施	4月（終了）
湧別町（上湧別・川西）		5～6月
興部町（秋里）		6～7月
雄武町		9～11月 2月
オホーツク管内全域	蜜蜂の腐蛆病検査	8～9月
オホーツク管内全域	高病原性及び低病原性鳥インフルエンザ強化モニタリング検査	10～11月
佐呂間町	飼養衛生管理基準の遵守状況確認のための立入検査（対象：牛、めん羊、山羊、鹿飼養農家）	11月
紋別市		12月
遠軽町		2月
置戸町		3月

※ 牛のブルセラ病及び結核病の全国的清浄性確認サーベイランス：国際獣疫事務局（OIE）が定める国際基準に基づく、国内の牛群の清浄性を宣言するためのサーベイランスとなりました。牛のヨーネ病検査と併せて、経産牛を対象に実施します。

## 放牧のシーズンが到来しました

今年も各公共牧場において放牧が始まります。放牧牛が元気に成長して農場に帰れるよう、生産者と関係者が協力して疾病の発生に努めましょう。

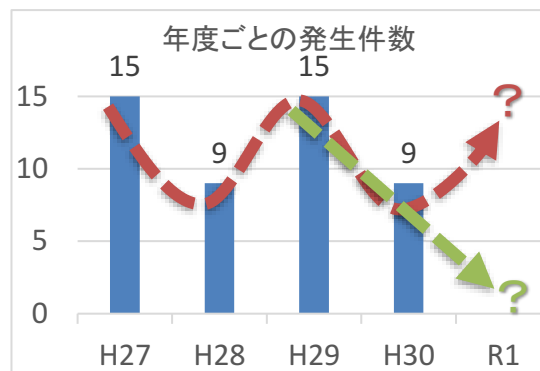
- ① 入牧前のワクチン接種や入牧後の定期的な駆虫対策は万全に。
- ② 血便や下痢、貧血など、気になる症状を呈する牛を発見したら早めに当所までご連絡を。
- ③ 7月・8月の暑熱対策も忘れずに☀️☀️
- ④ ワクチンや駆虫のプログラムなど、不明な点があればお気軽に当所までご相談を。



## 生乳への抗菌性物質等の残留事故を防ぎましょう

平成 30 年度、オホーツク管内では生乳への抗菌性物質等残留事故が 9 件発生しました。前年度の 15 件と比較し大幅に減少し、総廃棄乳量は 206 t から 107 t に、損失額の合計は 2,571 万円から 1,338 万円にと、ほぼ半減しています。

これまでの生産者や関係者の皆さまのたゆまぬ努力の結果とも考えられますが、ここ数年の発生状況を見てみると、その年度によって増減を繰り返していることがわかります。



残留事故を減らしていくため、昨年の結果に安心せず、また気を引き締めて対策を継続して行きましょう。

・・・うっかりミスは誰にでも起こりえます・・・

平成 30 年度の残留事故発生原因のほとんどは投薬中の牛を誤って搾乳してしまう「誤搾乳」でした。立入調査の結果では、ほぼすべての農場で日頃からきちんと残留防止対策が行われていたのですが、農繁期や冠婚葬祭、作業者の体調不良など何かしらいつもとは違う状況で作業を行っている時に誤搾乳が起きていました。日頃から「2カ所以上のマーキング」＋「投薬とマーキングの同時実施」＋「ホワイトボードへの記入」＋「治療牛の隔離」など複数の対策をとり、忙しい時ほど気を落ち着かせて治療前、搾乳前の個体確認を行い、残留事故の発生を防ぎましょう。

・・・抗生物質以外の医薬品にも注意が必要です・・・

残留事故というどうしても抗菌性物質に目が行きがちですが、抗菌性物質以外にも解熱消炎剤やホルモン製剤の一部など、使用禁止期間や休薬期間（生乳出荷や肉としての出荷ができない期間）が設定されている動物用医薬品があります。また、昨年末の法改正により、デキサメタゾン製剤のうち懸濁性注射剤及び外用剤については、食用動物への使用ができなくなっています（静注・皮下注は使用可）。

動物用医薬品の使用にあたっては用量・用法を良く確認し、搾乳牛やと畜場等へ出荷間際の家畜に使用する際には十分注意するようお願いします。

## BSE 検査室からのお願い

2019 年 4 月 1 日より死亡牛の BSE 検査の対象が次のとおり変更されました。

- ① 96 カ月齢以上の死亡牛は、全頭が検査対象になります。
- ② 48 カ月齢以上の死亡牛は、診断した疾病名により検査対象になります。
- ③ BSE を疑う症状（特定症状）を呈していた死亡牛は、全月齢が検査対象になります。

今回の変更では、検査対象が月齢だけでなく疾病名でも判断されることから、死亡牛処理業者が混乱しないよう、死亡獣畜処理指示書には略字等は使用せず、死亡牛の生年月日、病名等は正確に記載してください。

また、毎年春から秋にかけて死体の腐敗が著しく検体を採取できない事例があります。死亡牛に耳標が装着されていることを確認し、死亡牛処理整理票、死亡獣畜処理指示書を添付して、速やかに BSE 検査室に搬入してください。



# 薬剤耐性対策アクションプランについて

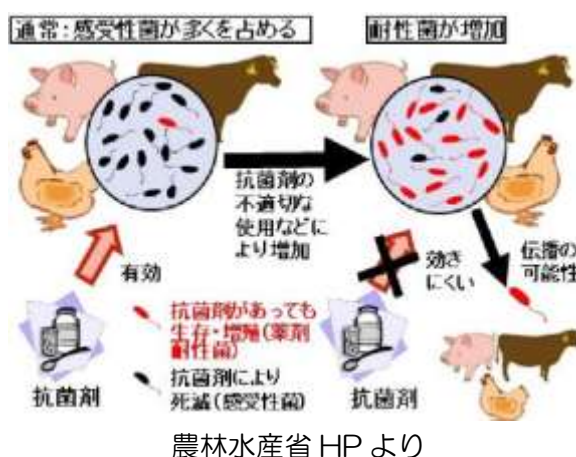
近年、抗菌性物質が効かない細菌（薬剤耐性菌）が増加する一方、新たな抗菌性物質の開発はあまり進んでいません。このまま薬剤耐性菌が増え続けると、人や家畜の細菌感染症の治療が非常に困難になることが予想され、国際的に大きな問題となっています。世界保健機関（WHO）が薬剤耐性に対する国際行動計画を採択したことを受け、日本においても平成 28 年 4 月、今後 5 年間に取り組むべき対策をまとめた「薬剤耐性対策アクションプラン」が策定されました。



## ・・・薬剤耐性菌はどうやって生まれる？・・・

細菌が薬剤耐性を持つ主な原因は「抗菌性物質の不適正な使用」です。投与量・期間が足りなかったり、逆に長期連用したりすると薬剤耐性を持つ菌だけが生き残り増殖し、他の動物や人へ感染が広がる可能性も出てきます。抗菌性物質使用の際は、薬剤感受性試験の結果等を踏まえた薬剤選択と必要最小限の使用が重要となります。

生産者の皆さまにおいては獣医師からの指示どおりの使用（指示されたどおりに使い切る、余った薬剤を他の家畜に使わない）をお願いします。獣医師は薬剤感受性に基づく薬剤選択、フルオロキノロン等は第二次選択薬としての使用に限定など抗菌性物質の慎重使用を心がけてください。



## ・・・抗菌性飼料添加物の見直し・・・

一部の抗菌性物質は治療以外にも家畜の増体や飼料効率の向上のため、飼料添加物として使用されてきました。これについてもできるだけ限定的に使用するとともに、人の健康に悪影響を及ぼすおそれのあるものは使用しないことが重要です。食品安全委員会によるリスク評価に基づき、昨年 7 月には「硫酸コリスチン」の飼料添加物としての指定が取り消されました。また、今年の 5 月には「リン酸タイロシン」の飼料添加物としての指定が取り消されており、これらを飼料添加物として含有する飼料を使用すると飼料安全法違反となりますのでご注意願います。

畜産における薬剤耐性対策の詳細は農林水産省ホームページに掲載されています。動画も掲載されていますので興味のある方は是非ご覧になってください。

ホームページアドレス : <http://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/yakuzi/koukinzai.html>

以下のQRコードから動画掲載サイト（YouTube）にアクセスできます。

Vol. 1 AMR対策のポイント (獣医師、生産者向け)  
Vol. 2 抗菌剤の慎重使用 (獣医師向け)  
Vol. 3 薬剤感受性試験 (獣医師向け)



# 牛のサルモネラ症の発生に注意！！

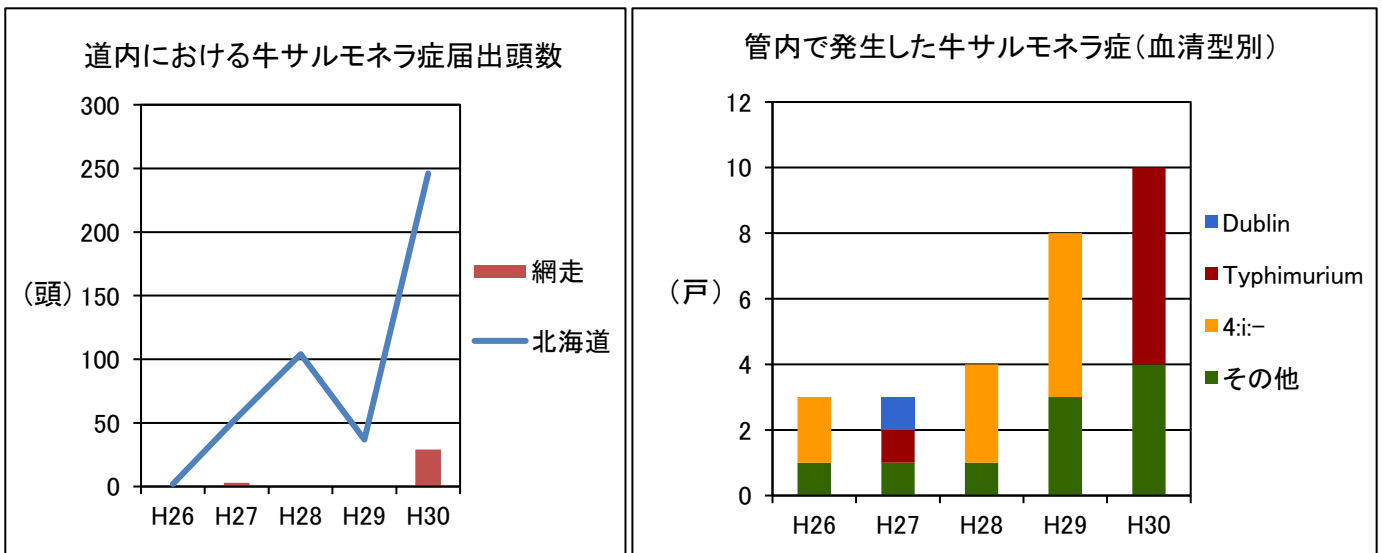
サルモネラ属菌は 2,600 種類以上の血清型に分類されており、牛に感染する主な血清型の中で Typhimurium、Dublin、Enteritidis が届出伝染病に指定されています。

本菌は感染した牛の体内だけでなく、環境中でも増殖し、他の家畜や野生動物、人に感染する人獣共通感染症です。届出伝染病以外の血清型でも同等の病原性を有するため、いずれの場合も早期発見、早期治療が、まん延防止のために重要です。



## 【発生状況】

血清型 4:i:- は、Typhimurium が変異したサルモネラで、同等の病原性があることから 2018 年 4 月 1 日から届出の対象となりました。以降、道内における牛のサルモネラ症届出頭数は増加しています。管内では届出対象・対象外ともに、牛のサルモネラ症の発生件数が増加傾向にあります。



## 【サルモネラ症を発生させない、広げないために】

### ◆ 農場に持ち込まない

- 出入りする人・車両の消毒徹底
- 野生動物対策（ネットの設置等による牛舎内や飼料保管庫への侵入防止）
- 導入牛対策（導入前のサルモネラ検査の実施、一定期間の隔離飼養）

### ◆ 牛の体内、農場内の環境で増殖させない！

- 異常家畜の早期発見・隔離・治療、定期的な畜舎内の清掃・消毒

### ◆ 牛の抵抗力を下げない！

- 換気、清潔な敷料、密飼い防止、十分な栄養の給与



サルモネラ症を疑う症状（発熱、下痢・軟便（時に血便）、

乳量激減等）を発見したら、すぐ診療獣医師に連絡しましょう。



# 令和元年度 市場上場牛のヨ－ネ病検査について

## 検査受付について

○検査手数料 特殊血清・遺伝子学的検査 3,800円 / 頭

※血液によるスクリーニング検査を実施し、有反応牛については確定検査のため、糞便を用いたリアルタイムPCR検査を実施します。

※採血時に生後6カ月齢以上であることを必ず確認してください。

○検査材料（血液）には、必要書類を添えてください。

必要書類

- ①病性検定申請書
- ②採材年月日と採材獣医師名の分かる書類（採材証明書等）
- ③検査個体が確認できる書類（登録書の写し等）



○検査材料の搬入は開庁時間（8:45～17:30）内で、直接搬入の場合は必ず職員に手渡してください。 玄関ポストへの投函は行わないでください。

○検査には時間を要しますので、十分な余裕を持って、移動予定の2週間前までに受検をお願いします。

○検体の搬入は締切日を厳守してください。

締切日以降に搬入された検体は、次回締切日受付分となりますのでご注意ください。

\*なお、臨床的にヨ－ネ病を疑う病性鑑定は逐次受付けております。

	検査申請受付締切日		
5月	15日（水）	29日（水）	
6月	12日（水）	26日（水）	
7月	5日（金）	24日（水）	
8月	7日（水）	21日（水）	
9月	4日（水）	18日（水）	
10月	2日（水）	16日（水）	30日（水）
11月	13日（水）	27日（水）	
12月	11日（水）	18日（水）	
1月	6日（月）正午	15日（水）	29日（水）
2月	12日（水）	26日（水）	
3月	11日（水）	25日（水）	

## 平成30年次 監視伝染病の発生状況

全国、道内及びオホーツク管内の監視伝染病の発生状況をお知らせします。

管内では、ヨーネ病、牛ウイルス性下痢・粘膜病（BVD-MD）、牛白血病、気腫疽、サルモネラ症、豚丹毒、豚流行性下痢（疑症）等が確認されています。

病名		家畜の種類	平成30年(1~12月) ※全国は1~10月				
			全国※	北海道		オホーツク管内	
			頭羽群数	戸数	頭羽群数	戸数	頭羽群数
家畜伝染病	ヨーネ病	牛	728	144	682	6	44
		めん羊・山羊	6	1	9		
	豚コレラ	豚	1				
	高病原性鳥インフルエンザ	鶏	2				
	腐蛆病	蜜蜂	126				
届出伝染病	牛ウイルス性下痢・粘膜病	牛	316	100	210	13	26
	牛伝染性鼻気管炎	牛	7	3	6		
	牛白血病	牛	3,141	270	687	27	87
	牛丘疹性口炎	牛	3	2	2	1	1
	破傷風	牛	81	4	5		
		馬		1	1		
	気腫疽(疑症含む)	牛	2	3	3	3	3
	サルモネラ症	牛	192	59	246	6	29
		豚	444	1	2		
	トリパノソーマ病	牛	1	1	1	1	1
	ネオスポラ症	牛	6	4	5		
	馬鼻肺炎	馬	30	21	24		
	伝染性膿疱性皮膚炎	めん羊	12	1	1		
	豚丹毒	豚	1,498	8	87	1	3
	豚流行性下痢(疑症含む)	豚	147	3	934	1	4
豚赤痢	豚	168	1	1			
バロア病	蜜蜂	869	22	867	9	614	
チョーク病	蜜蜂	497	46	491	9	218	

## 着任の挨拶

BSE 検査室長 <sup>やまぐち</sup> 山口 <sup>まさのり</sup> 雅紀



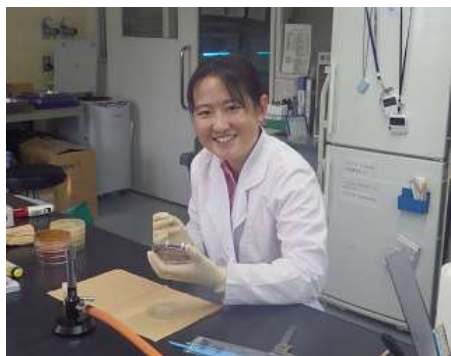
前任地の石狩家保から4月1日付け再任用でBSE検査室長として着任した山口です。オホーツク管内は死亡牛のBSE一斉検査が始まった平成16年から4年間病性鑑定課長として勤務して以来2度目の勤務となります。この間本邦も平成25年には国際獣疫事務局から「無視できるBSEリスクの国」と認定され、本年4月1日からは死亡牛BSE検査の対象もさらに変更されました。4月26日付の網走家畜衛生情報で死亡牛のBSE検査対象の変更について改めてお知らせしましたが、御不明な点などありましたら当室へご確認ください。今後とも円滑に業務を推進して参りたいと考えておりますので、どうぞ御協力をよろしくお願いいたします。

指導専門員 <sup>しばもと</sup> 柴本 <sup>あきひろ</sup> 晃宗 



この度、新規採用になりました柴本と申します。前職は北見で約13年間大動物臨床に従事しており、網走家保の先生方には大変お世話になっておりました。逆の立場になり、なんだか不思議な気持ちです。業務ではまだわからないことばかりで、先輩方にいつも助けていただいています。早く仕事に慣れて、生産者や獣医師の皆様のお役に立てるよう、また消費者の皆様へ安全・安心をお届けできるよう、頑張りたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

専門員 <sup>たけはな</sup> 竹花 <sup>た え</sup> 妙恵



この度、根室家畜保健衛生所から異動してきました竹花と申します。病性鑑定課で細菌検査を担当させていただきます。道東は今回で2カ所目の勤務となりますが、病性鑑定課の配属は初めてですので、不慣れな部分もあるかと思いますが、オホーツク管内の家畜衛生推進にお役に立てるよう頑張りますので、よろしくお願いいたします。

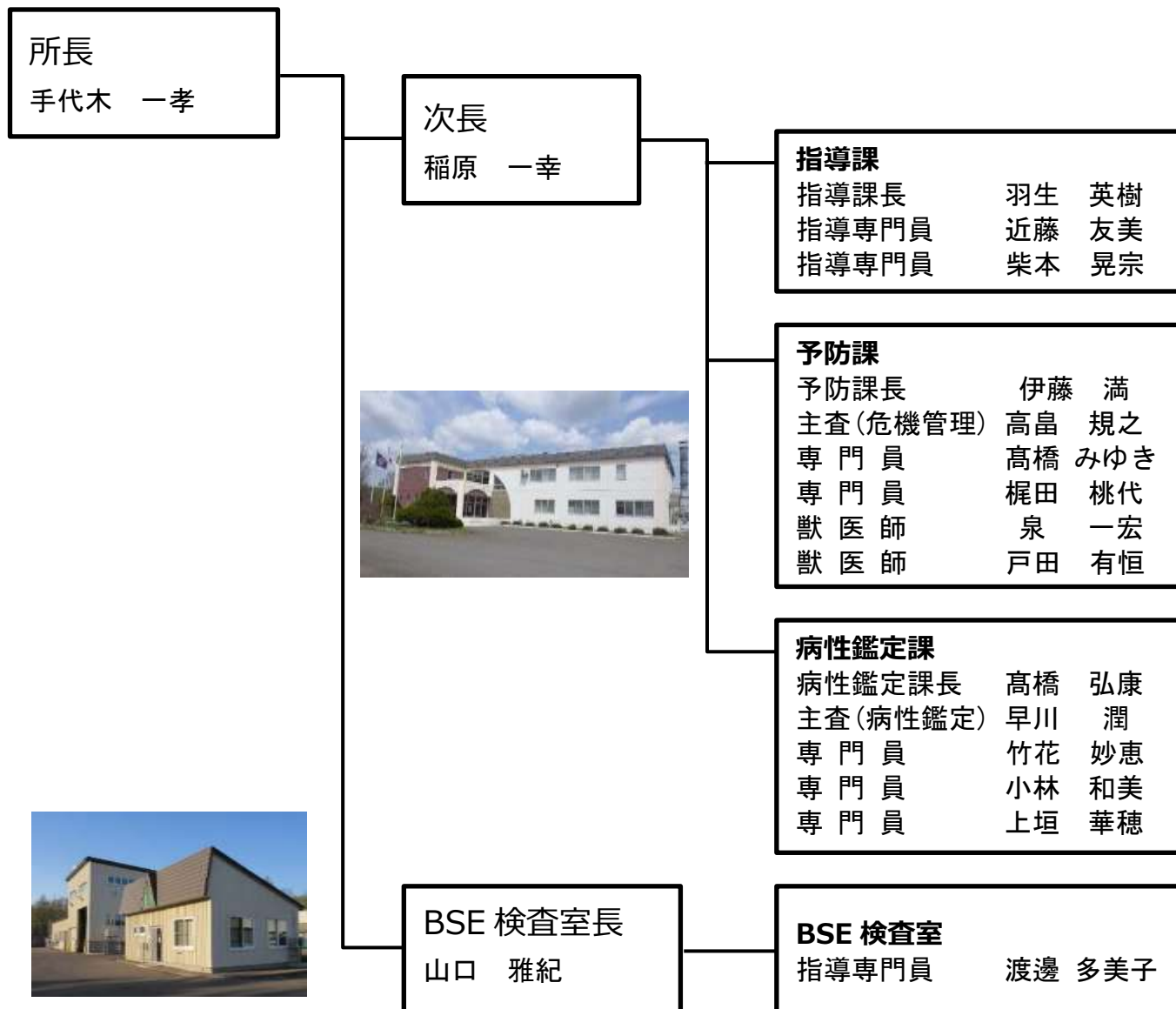
獣医師 <sup>とだ</sup> 戸田 <sup>う こう</sup> 有恒 



この度、4月から網走家畜保健衛生所に新規採用となりました、戸田と申します。道東の方には大学で実習の際に（NOSAI オホーツク佐呂間家畜診療所）1度だけ行きました。卒業後すぐの就職、あまり馴染みのない地域ということで不安もありますが、新しい一歩を踏み出せるという楽しみもあります。まだまだ右も左もわからないことばかりで先輩方に頼ることも多々あると思いますが、1日も早く戦力となれるよう努力していきますので、ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

## 所内体制について

2019年4月1日からの当所の体制をお知らせします。



### 【転出・退職】

BSE 検査室長 北本浩明 → 渡島家保  
専門員 増子明美 → 根室家保  
獣医師 中野真梨子 → 退職

### 【転入・採用】

BSE 検査室長 山口雅紀 ← 石狩家保  
指導専門員 柴本晃宗 ← (新規採用)  
専門員 竹花妙恵 ← 根室家保  
獣医師 戸田有恒 ← (新規採用)

### 網走家畜保健衛生所

〒090-0008 北見市大正 323-5

TEL 0157-36-0725  
FAX 0157-36-5801  
携帯 090-1640-9721

### 網走家畜保健衛生所 BSE 検査室

〒099-6503 紋別郡湧別町開盛 849-1

TEL 01586-4-2448  
FAX 01586-2-4885